

令和 7 年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 7 月 2 5 日

担当部・課：市民生活部地域協働課〔内線 3 3 1 6〕

① 件 名			
字の区域を変更することについて			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
【背景】 宮城北部森林管理署が管理する国有林野（土地）において、今後入札による土地の売払いを予定しているが、該当する土地はどこの字にも属さないため、不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 3 6 条の規定に基づく不動産登記（土地表題登記）ができない状況となっている。 このため、宮城北部森林管理署から当該土地について、字の区域を変更するよう依頼があった。 【目的】 公有地の適正な管理及び国の事務事業の円滑な推進に資するため、該当する土地について字の区域を変更するもの。			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
【根拠法令】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
令和 7 年 6 月 宮城北部森林管理署から字の区域を変更することについて依頼あり			
⑤ 主な内容			
区域を変更する字名	国有林野所在	面積	今後の予定
渡波字浜曾根山	渡波字浜曾根山 1 番 4 2 地先のうちの一部	① 7 7 0 . 8 2 m ²	令和 8 年 3 月 頃 売却予定
		② 1 0 0 7 . 7 9 m ²	
		③ 3 7 5 . 1 7 m ²	
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】 国の事務事業の円滑な推進が図られる。 【市財政への負担】 なし			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和 7 年 9 月 市議会第 3 回定例会に字の区域を変更することについて提案 市議会議決後、変更する区域として告示			
⑨ その他			